

処 分 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則 (12-3)
根 拠 条 項 : 第29条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原 権 者 : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第23条(盗品売買等防止団体に係る承認)
処 分 基 準 : 古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話 043-201-0110)
備 考 :